

県道 奥山精道線 道路防災工事について

兵庫県西宮土木事務所では、平成21年度（H22.1～H22.6）に県道と隣接する芦屋市打出財産区所有の土地（芦屋市奥山1-1地内）に道路防災工事（現場打吹付法砕工・落石防止・ロープネット工等）を行ないました。工事にあたっては、芦屋市打出財産区より施工承諾書を頂き工事を行ないました。

しかしながら、下記理由により土地使用貸借契約（無償借地契約）を締結したいと考えています。事前の説明なく工事完成後にこのような申し出を行い申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

記

1. 土地の概要

所有地：芦屋市奥山1-1（別添 位置図・平面図参照）

面積：1,222.48m²

2. 土地使用貸借契約書（別添 土地使用貸借契約書（案）参照）

3. 土地使用貸借契約（無償借地契約）の理由

この度、道路防災工事により施工した施設については、既存の工事施工承認だけでは、施工後の施設の維持管理や災害復旧などについて、土地の所有者である芦屋市打出財産区と道路管理者の管理区分があいまいなままとなっています。

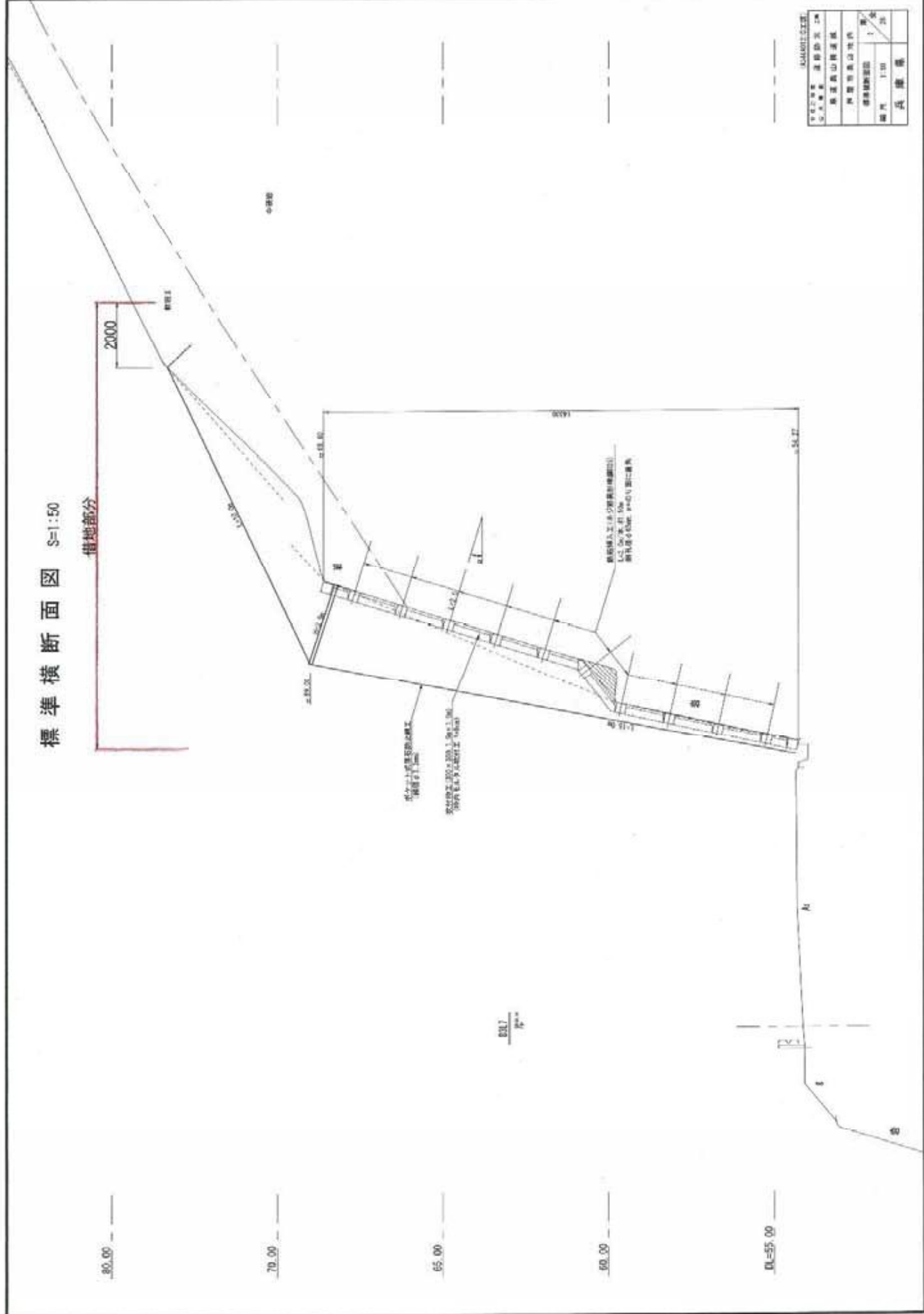
当該施設については、今後も、道路管理者として維持管理のほか災害時の復旧等を実施していいたいと考えていますが、道路管理者で管理することを明確化するためには、当該施設を道路区域に入れておく必要があり、そのためには土地使用貸借契約（無償借地契約）が必要となります。

以上



標準橫断面圖 S=1:50

借地部分



設計者		設計者
監理者		監理者
調査者		調査者
製図者		製図者
年月		年月
1:100		1:100
1/20		1/20
兵庫県		兵庫県

土地使用貸借契約書 (粟)

土地の使用貸借について、兵庫県阪神南県民局長（以下「甲」という。）と芦屋市打出芦屋財産区（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（使用目的及び貸借物件の表示）

第1条 乙はその所有する下記の土地を県道奥山精道線道路敷地（以下「道路敷地」という。）として甲に無償で貸し付けし、甲はこれを借り受ける。

所在地 芦屋市奥山1-1

面積 1,222.48平方メートル

平面図、求積図、横断図各1通 別添のとおり

（管理義務）

第2条 甲は道路敷地を道路法及び道路関係法令に基づき管理する。

（私権の制限）

第3条 乙は道路敷地について私権を設定しない。ただし所有権の移転は妨げない。

（売買譲渡）

第4条 乙が第三者に所有権を移転しようとする場合は、甲の承諾を得るものとし、この契約から生ずる乙の権利義務を当該第三者に承継させるものとする。

（道路敷地の占用）

第5条 乙が自己のために道路敷地を占用しようとするときは、甲の許可を受けるものとする。ただし占用料は免除する。

（期間）

第6条 使用貸借の期間は、契約の日から県道の供用を廃止した日までとする。

2 甲は前項の貸借期間が満了したときは、すみやかに甲乙立会して道路敷地を乙に返還する。

（損害賠償義務）

第7条 甲又は乙がこの契約に違反して相手方に損害を与えたときは、違反した者が相手方に対しその損害を賠償する。

（信義則）

第8条 この契約に定めのない事項については、甲、乙信義に基づき誠実に協議して解決する。

この契約の成立を証するため契約書を二通作成し、各自その一通を保有する。

平成 年 月 日

甲 尼崎市東難波町 5-21-8

兵庫県阪神南県民局長 中西 一人 印

乙 芦屋市精道町 7-6

芦屋市打出芦屋財産区共有財産管理者

芦屋市長 山中 建 印

完成写真



土地使用貸借契約書

土地の使用貸借について、兵庫県阪神南県民局長（以下「甲」という。）と芦屋市打出芦屋財産区（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（使用目的及び貸借物件の表示）

第1条 乙はその所有する下記の土地を県道奥山精道線道路敷地（以下「道路敷地」という。）として甲に無償で貸し付けし、甲はこれを借り受ける。

所在地 芦屋市奥山1 - 1

面積 1,222.48 平方メートル

平面図、求積図、横断図各1通 別添のとおり

（管理義務）

第2条 甲は道路敷地を道路法及び道路関係法令に基づき管理する。

（私権の制限）

第3条 乙は道路敷地について私権を設定しない。ただし所有権の移転は妨げない。

（売買譲渡）

第4条 乙が第三者に所有権を移転しようとする場合は、甲の承諾を得るものとし、この契約から生ずる乙の権利義務を当該第三者に承継させるものとする。

（期間）

第5条 使用貸借の期間は、契約の日から県道の供用を廃止した日までとする。

2 甲は前項の貸借期間が満了したときは、すみやかに甲乙立会して道路敷地を乙に返還する。

（維持管理費）

第6条 道路敷地の維持管理（災害復旧を含む）に伴う費用は甲が負担する。

（損害賠償義務）

第7条 甲又は乙がこの契約に違反して相手方に損害を与えたときは、違反した者が相手方に対しその損害を賠償する。

（信義則）

第8条 この契約に定めのない事項については、甲、乙信義に基づき誠実に協議して解決する。

この契約の成立を証するため契約書を二通作成し、各自その一通を保有する。

平成 年 月 日

甲 尼崎市東難波町 5-21-8

兵庫県阪神南県民局長 中西 一人 印

乙 芦屋市精道町 7-6

芦屋市打出芦屋財産区共有財産管理者

芦屋市長 山中 健 印